

隠岐海区便り (Vol. 8 2)

◎第325回（第21期第16回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、佐々木、升谷、吉田、亀谷、濱田、福山、林委員

欠席委員：長府委員

開催日時：令和2年10月29日（木） 14：10～15：30

開催場所：隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所3階会議室

議題

- (1) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）
- (2) 知事許可漁業の制限措置及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
- (3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）
（第6管理期間のクロマグロTACの変更）
- (4) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）

漁業法の改正にあわせて、漁業調整規則を改正することについて知事より諮問がありました。主な改正点は以下のとおりです。

- 海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則を一本化すること。
- 知事許可漁業の手続きについて、法定された事項を書き下ろして規定すること。
- 密漁対策のため特定水産動植物の採捕が原則禁止されるが、漁業権未設定区域であわび・なまこを採捕していた漁業者の操業を担保するため、知事許可漁業として、あわび漁業・なまこ漁業を新設すること。
- 漁業調整規則で定める必要のない電気設備や馬力数等の制限を削除し、他の方法で規定すること。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(2) 知事許可漁業の制限措置及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）

改正漁業調整規則に基づき、制限措置及び許可の有効期間を定めることについて知事よ

り諮問がありました。諮問の内容は以下の通りです。

- これまでは漁業種類や操業区域、漁業時期等は許可の内容で定められていましたが、今後は制限措置で定めます。なお、その内容は従来 of 許可内容と同様です。
- 同一の漁業種類において、新たに操業ルールを設定する場合、許可の有効期間が船ごとに違くと、それぞれの船で適用される操業ルールが異なってしまうと漁業者に混乱を生じさせ、漁業調整上の支障が生じるおそれがあります。そのため、許可の有効期間を統一するために、申請者の同意を得たうえで、許可の有効期間を短くできるようにします。
- 漬け漁業、ぶり固定式さし網漁業及びさし網漁業の一部において、許可期間を1年としていましたが、この度の改正にあわせて許可期間を5年にします。なお、条件の変更はありません。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

クロマグロの第6管理期間のTAC数量を変更することにて知事より諮問がありました。諮問の内容は、大型魚を0.3トン放出し、小型魚を0.3トン追加するというものです。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(4) その他（報告）

新たな資源管理について県より情報提供がありました。

- 水産庁から新たな資源管理の推進に向けたロードマップが示されました。内容は、令和5年度までにTAC魚種を15種追加することを目指すもので、スケジュールやTAC魚種の候補が記載されています。
- TAC魚種の候補には、ブリ、カタクチイワシ、サワラ、マダイ、ヒラメ等沿岸漁業でも多く漁獲されるものが含まれており、現場に大きな影響を与えます。TACへの追加時期や管理方法は未定ですが、令和4年から準備が整った魚種を順次TAC魚種に加える予定とのことです。

次期隠岐海区漁業調整委員候補者の募集について県より情報提供がありました。

- 漁業者委員は定員6名に対して9名の申し込みがありました。
- 学識経験委員は定員2名に対して3名の申し込みがありました。
- 中立委員は定員2名に対して3名の申し込みがありました。